

返戻金について

当組合のあっせんにより採用された求職者が、入社後、当人の一方的な事由により退職した場合や、紹介先の就業規則に基づき解雇となった場合には、下記の率で算出した金額を返金するものとします。但し、求職者に対する処遇及び労働条件等が、採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する退職は、この限りではありません。

記

退職時期	返戻額の割合
入社 3 ヶ月以内に退社の場合	返戻金 支払った成功報酬の 30%

* 成功報酬の払戻しについては、その事由発生的事実を当社に書面で申し入れ、当組合がその申し出を受領した時点より 1 ヶ月以内に返金を行います。

岐阜県高山市昭和町 1 丁目 329 番地 大杉ビル 1F
未来創造協同組合